

## これからの更生保護事業に関する有識者検討会

### 第4回会議（平成30年8月28日開催）

#### ○ 議事等

- 1 これまでの更生保護事業に関する検討会の提言等への対応状況  
及び本検討会における今後の検討課題についての整理
- 2 地域における更生保護事業の展開に必要な関係機関との連  
携強化についての検討
- 3 その他

これまでの更生保護施設に関する検討会における提言及び同提言に対するこれまでの対応状況等について

内容		更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画 21世紀の新しい更生保護施設を目指すトータル・プラン (平成12年1月27日付け更生保護法人全国更生保護法人連盟・法務省保護局)	提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」 (平成12年11月28日付け矯正保護審議会)	更生保護制度改革の提言 安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して (平成18年6月27日付け更生保護のあり方を考える有識者会議)	更生保護施設検討会 (平成21年8月24日付け更生保護施設検討会委員報告書)	更生保護施設問題検討協議会 (平成25年2月1日更生保護施設問題検討協議会結果取りまとめ)	更生保護施設の今後の在り方検討会 (平成26年12月18日付け更生保護施設の今後の在り方検討会報告書)	提言に対するこれまでの対応状況 (引き続きの検討課題等)
1	更生保護施設の価値					更生保護施設は自らも受入れの積極化及び効果的な処遇のあり方について検討し実施するなどして、犯罪者処遇の専門施設としての価値を確立する努力をするべきである。	今一度、更生保護施設の使命とは何か、ということについて、処遇実務に照らして、法令及び予算の観点から整合性を図ることが必要。	・刑務所仮釈放者の3割が更生保護施設に帰住するなど、更生保護施設は、従来から、刑務所出所者等の最大の受皿としての役割を果たし続けている。 ・平成30年度において、「 <u>更生保護事業の在り方の検討</u> 」として、 <u>更生保護事業の役割や機能について検討を行っているところ。平成31年度においては、当該「在り方の検討」及び再犯防止推進計画に基づく処遇基準の見直しに向けた検討を行う予定である。</u>
2	総論 更生保護施設が行う処遇の法的整理	更生保護施設を処遇の実行機関とするか、処遇の一部を委託できる施設とし、更生保護施設が処遇施設であることを明確化する。	更生保護施設は、かつては身寄りのない刑余者等に衣食住を提供することを主な役割としてきたが、現在では、委託される者の大多数が保護観察対象者となっているなど、保護観察における処遇の場として期待されるところが大い。こうした現状に堪え、更生保護施設が更生緊急保護にとどまらず、保護観察を行うにふさわしい処遇機能を備えるとともに、法的にも保護観察処遇の中で利用できる施設として明確に位置付けるための措置を講ずることが急がれる。			保護観察官が、更生保護施設の被保護者に対して十分な指導監督ができていないと言えず、また、更生保護施設職員は実質的には指導監督的な働きかけをしているので、更生保護施設に対して指導監督を委託できるようにすべきではないか。また、それに見合った委託費を支弁すべきではないか。		・平成14年に更生保護施設を「処遇施設」とすることとして、更生保護事業法等の一部改正が行われたが、当時、更生保護施設は保護観察のうち「補導援護」の委託を受ける施設として整理された。 ・平成29年から同30年にかけて、法制審議会において、更生保護施設による効果的な処遇の実施を目的として、更生保護施設に対し指導監督を委託することの是非が検討されたが、所期の目的の達成のために必ずしも必要な手段ではないことから、指導監督の委託に関する議論は見送られている状態である。
3	官の関与			民間の更生保護施設の入所者に対する保護観察官の直接的な処遇関与を拡充するなど、保護観察所と更生保護施設の連携を強化し、国が適切な役割を果たすようにすべきである。	危機場面に於いて保護観察官が迅速かつ適切に介入ができるよう、緊急時の連絡体制を確保することはもとより、日ごろから更生保護施設と保護観察所とが、各被保護者の状況について緊密に情報を共有するなど連携の強化が必要である。	保護観察所には、更生保護施設における受入れから処遇・退所まで一貫して、責任を持って関与する姿勢が不足している。積極的な受入れを要請される一方、受入れ後の処遇や退所先の確保策などについて具体的な方法が示されないため、退所させる段階で苦慮することが多い。	更生保護官署(特に保護観察所)は、更生保護施設に対し、受入れから退所まで一貫して関与すべき。自立困難者が問題を起こした場合には保護観察所が積極的に介入すべきであるし、遵守事項違反等の危機場面に保護観察官がすぐに駆け付けるなどして、被保護者に対する確かな指導・措置を検討することが重要。	・更生保護施設に保護を委託した施設入所者については、従来から、各保護観察所の長が、保護観察又は更生緊急保護の実施者として関わっているところであるが、 <u>更生保護施設と連携した入所者への一層積極的な介入については、引き続きの検討課題である。</u>
4	処遇 処遇の充実及び標準化	施設への定着や処遇への動機付けには、初回面接が重要な動きを持っていることにかんがみ、初回面接時の留意点等の基本的事項を施設職員向けにマニュアル化するなどして初回面接の充実を図る。 施設入所者の特性に応じた適切な処遇を実施する必要性から、入所期間別、類型別の処遇プログラムを策定する。更生保護施設への導入が考えられるSSTその他の基本的な処遇プログラムについては、各施設における導入検討の用に供するため、モデル的なものを全国的に紹介するものとする。	SSTは、すでに複数の更生保護施設で導入され、高い処遇効果が認められているところであり、その全国的普及を図るべきである。その他薬害教育、断酒会等の集団処遇、医療、教育等の外部協力者を導入して行う専門的処遇など、更生保護施設において有効と考えられる処遇プログラムについては、事例を集積して全国的に紹介するなどして、その積極的な導入を促進する必要がある。		更生保護施設における基本処遇の標準化・体系化、被保護者の問題類型ごとのモデルプログラムについては、処遇事例を積み重ねて、それを反映させ、更新・充実していく必要がある。そのためには参考となる事例や有効な処遇ノウハウを全国規模でデータベース化していくことが必要である。 個別処遇の枠組みの中で、保護観察対象者の多様な問題性・犯罪性に対応した科学的・効果的な処遇方法を開発し実施すること、そして、その効果を客観的に検証し知見を蓄積していくことが必要である。 更生保護施設が国民の期待にこたえ得る専門的処遇施設としての機能をいかに発揮するためには、これまでの持ち味は十分にいかしつつも、科学的な根拠に基づく、計画的、体系的かつ実践的な処遇を行う必要があり、そのためには、刑務所出所者等の改善更生と社会復帰を支援する独自の処遇技術を開発し、問題類型ごとのモデルプログラムの作成、それらの実施を可能にする補導職員養成のための研修体系の作成等を検討する必要がある。	更生保護施設の犯罪者処遇の専門施設としての価値が社会に認知されるよう、更生保護施設と自立準備ホームの位置付けを明確化する、更生保護施設における処遇について標準化を図るなどすべきである。 委託費は更生保護施設における処遇の対価であるので、処遇の基準と委託費は連関しなければならず、委託費を見直す場合は、まず処遇の基準も見直すというようにしなければならぬ。委託費の対価が何であるかという基準がはっきりしていない。		・平成15年度から「更生保護施設における基本処遇策定委員会」を開催し、平成18年に基本処遇マニュアルを策定した。 ・SSTについては、日本更生保護協会及び全国更生保護法人連盟の主催により、毎年、地方単位で研修を行うなどして、その導入及び内容の充実等に向けた取組が行われている。 ・その他の薬害教育、断酒会等の集団処遇、医療、教育等の外部協力者を導入して行う処遇については、毎年、その実施実績を取りまとめ、全国で共有しているところである。 ・ <u>各施設における処遇事例やノウハウを科学的に効果検証すること、全国規模で共有、データベース化していくことについては、引き続きの検討課題である。</u> ・ <u>再犯防止推進計画において更生保護施設における「処遇基準の見直し、が求められているところ、平成30年度から同31年度にかけての検討の中で、改めて、処遇基準について検討を行う予定である。</u>

これまでの更生保護施設に関する検討会における提言及び同提言に対するこれまでの対応状況等について

内容		更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画 21世紀の新しい更生保護施設を目指すトータル・プラン (平成12年1月27日付け更生保護法人全国更生保護法人連盟・法務省保護局)	提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」 (平成12年11月28日付け矯正保護審議会)	更生保護制度改革の提言 安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して (平成18年6月27日付け更生保護のあり方を考える有識者会議)	更生保護施設検討会 (平成21年8月24日付け更生保護施設検討会委員報告書)	更生保護施設問題検討協議会 (平成25年2月1日更生保護施設問題検討協議会結果取りまとめ)	更生保護施設の今後の在り方検討会 (平成26年12月18日付け更生保護施設の今後の在り方検討会報告書)	提言に対するこれまでの対応状況 (引き続きの検討課題等)
5	更生保護事業の対象	更生保護事業法第2条第2項に掲げられた保護の対象者に準じる形で国の委託できる対象を拡大する。						・平成14年の更生保護事業法等の一部改正に際して関係法令が改正され、「罰金又は料金の言渡しを受けた者」「労役上から出場し、又は仮出場を許された者」及び「少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護観察に付されている者を除く。)」の三者が、国が委託を行える対象として追加された。 ・また、上記法改正に向けた議論の中で、更生緊急保護の委託期間についても改めて検討されたが、現行の6月(特別法定期間を含めて1年)が適当として、改正は見送られた。
6	中間処遇	中間処遇制度について、執行刑期8年未満の受刑者、少年院仮退院者等にも拡大することを検討する、実施施設を順次拡大する。 中間処遇プログラムの充実を図る。	今後も相当数の者が本処遇を受けるものと考えられるので、一層効果的な中間処遇プログラムの開発に努め、また中間処遇対象者の拡大について検討するなどして、引き続き本制度の充実を図る必要がある。					・平成21年の「受刑者の集団編成に関する訓令」の一部改正により「長期刑受刑者」の定義が執行すべき刑期が10年以上である者に改められた。 ・ <b>中間処遇を一層効果的に実施するための内容及び対象の充実については、引き続きの検討課題である。</b>
7	処遇 処遇 困難者の受入れ				現状の民間の更生保護施設においては、性犯罪、放火等の罪を犯した者、暴力的傾向を有する者、問題飲酒の傾向を有する者等については、処遇が困難であることを理由に受入れができないとしている施設もある。身寄りのない者の保護を拡大していくためには、国の施設との役割分担も念頭に置きつつ、これらの者の受入れを進めていくことが必要であり、そのためには、処遇機能の向上が不可欠である。	自立困難者の受入れを求められるが、これらの者の問題に合った専門的な処遇を実施できる更生保護施設は少ない。更生保護施設が主に行っているのは、あくまで一般的な生活指導である。		・平成24年度に、薬物犯罪対象者、性犯罪等対象者、放火犯罪対象者、暴力犯罪対象者、暴力団関係対象者、無期刑等対象者、少年対象者といった者を「自立困難者」として、これらの者を更生保護施設に受け入れた際に更生保護委託費に加算が行われる仕組みが新設されて以来、平成28年度まで、同加算の対象となる者の受入れは増加してきた。 ・現在は、平成29年度から同31年度にかけて、前記対象者から一部対象を絞った「特定類型者加算」への移行段階である。
8	退所 先確保				被保護者は、敷金・礼金等を支払うだけの資力がないことが自立の妨げとなっている場合が多いことから、それを解決するため、地方公共団体に働きかけるなどして公営住宅への優先的な入居が可能となるよう求め、あるいは、将来的に、出所者等を対象としたグループホームの設置を促進するなどの方策を検討することが考えられる。	施設退所後の住居を確保する観点からは、更生保護施設と自立準備ホームが連携できれば効果的である。保護観察所から更生保護施設に対して、自立準備ホームに関する基本的な情報(空き状況、特色等)の共有が必要。		・再犯防止推進計画において今後取り組むべき具体的施策の1つとして公営住宅への入居における特別な配慮を規定し、国から地方公共団体に対し保護観察対象者等が通常、優先入居の取扱い対象に該当する旨を周知・徹底している。 ・更生保護施設退所後の自立準備ホームへの入所については、委託による保護の要否や委託先の選定を保護観察所の長が行うため、更生保護施設にとって自立準備ホーム登録事業者の情報が必ずしも有用とは限らないが、有用と認められるときには、都度、保護観察所の長において情報共有がなされているものと認識している。
9	就労 支援	特定求職者雇用開発助成金等就職困難者の雇用を促進する措置の適用対象に、保護観察対象者等を含めるよう労働省に要望する。 入所者の雇用の多くを頼ってきた協力雇用主の活動を支援するとともに、新たな協力雇用主の開拓を推進するための予算措置等を講ずる。			幅広い産業分野における就業先を確保することについては、平成18年度から法務省と厚生労働省が連携した刑務所出所者等総合的就労支援対策が実施されていることに加え、平成21年1月に経済界が中心となって、幅広い産業分野における出所者等の雇用協力事業者の拡大等に取り組む特定非営利活動法人「全国就労支援事業者機構」が設立され、現在、各都道府県ごとに就労支援組織の設立が目指されており、これら関係府省及び民間団体との連携の推進が重要である。 協力雇用主を始めとする社会資源について、更生保護官署と更生保護施設が共同で利用できるようデータベース化されることが望ましい。	被保護者にとって、就労は極めて重要なテーマであり、更生保護施設と保護観察所は連携して就労先の確保に努めるべきである。特に、担い手不足が問題となっている農林漁業分野は、今後就労先の開拓を進めるに当たって検討すべき分野である。		・現在、全国で20の保護観察所管内において、更生保護就労支援事業を民間法人に委託して実施し、更生保護施設入所者を含めた保護観察対象者等に対する就労支援を実施している。 ・更生保護官署に実装された社会資源データベースについては、情報管理等の管理から更生保護施設との共同利用には至っていないが、必要な情報があれば保護観察所が適宜活用して、更生保護施設における処遇に活用している。 ・農林漁業分野での就労については、各保護観察所及び更生保護施設において、地域の事業者と協力雇用主としての支援を依頼するなどして進めているところである。

これまでの更生保護施設に関する検討会における提言及び同提言に対するこれまでの対応状況等について

内容		更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画 21世紀の新しい更生保護施設を目指すトータル・プラン (平成12年1月27日付け更生保護法人全国更生保護法人連盟・法務省保護局)	提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」 (平成12年11月28日付け矯正保護審議会)	更生保護制度改革の提言 安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して (平成18年6月27日付け更生保護のあり方を考える有識者会議)	更生保護施設検討会 (平成21年8月24日付け更生保護施設検討会委員報告書)	更生保護施設問題検討協議会 (平成25年2月1日更生保護施設問題検討協議会結果取りまとめ)	更生保護施設の今後の在り方検討会 (平成26年12月18日付け更生保護施設の今後の在り方検討会報告書)	提言に対するこれまでの対応状況 (引き続きの検討課題等)
10	福祉支援				更生保護施設は、福祉への移行を必要とする者を積極的に受け入れ、社会生活に適応させるための指導や日常生活の訓練、健康維持のための助言など、その特性に配慮した処遇を実施することが期待されるとともに、福祉職員の専門性をより一層向上させるための研修プログラムを策定することが望ましい。 福祉の支援が必要な身寄りのない被保護者について、当面の宿泊場所として更生保護施設を活用しつつ、日中、社会福祉事業者と連携し、就労継続支援事業等の福祉措置を活用しながら就労させることや、福祉サービスを活用することなども検討されるべきである。		可能な限り早期に全国103の施設を指定できるようにして福祉職員を配置すべき。 各都道府県において、生活困窮者を支援するメニューが充実してきており、これら支援メニューの中には更生保護の対象者が利用可能なものも多い。したがって、積極的に情報収集を行いながら、必要な制度を活用していくべき。	・更生保護施設において高齢・障害者の受入れを開始した平成21年度以降、毎年、地方ブロックごとに、高齢・障害者の受入れ指定施設の福祉スタッフの他、矯正施設、更生保護官署及び地方自治体(地域生活定着支援センターを含む)の福祉担当職員を対象とする「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」を開催し、その専門性の向上を計っているところ。 ・更生保護施設入所者に対し、日中、社会福祉事業者が提供するサービスを受けさせることについては、更生保護施設における保護の必要性を見極めつつ、必要に応じて、各施設において実施しているものと認識している。 ・現在、全国103の更生保護施設のうち71の施設を福祉職員を配置する「指定施設」として指定するとともに必要な予算を措置し、かつ、そのうち高齢者・障害者の受入れニーズが特に多い6の施設には福祉職員を2名配置するための予算を措置している。 <b>一方、管内に指定施設が存在しない保護観察所(支部を含む)が残り4庁存在することから、指定施設空白地域の解消が今後の課題となっている。</b> ・生活困窮者支援法の施行を始め、住宅セーフティネット法など、新たな制度が施行されているところ、各施設において必要な制度を活用しているものと認識している。
11	薬物処遇				薬物処遇重点更生保護施設で行うプログラムの内容は、更生保護施設の実情を十分に加味してもらいたい。 就労しながらプログラムを受講させることは困難である。それと同時に、プログラム受講中の本人の生活費や医療費をどうやって工面するのか考える必要がある。 被保護者の中で、就労しなくてよいプログラム受講者と、就労しなくてはならないプログラム非受講者が混在すると、就労すべき者の就労意欲が低下するおそれがある。薬物事犯者を入所させるのではなく、通所させることが現実的である。		一部猶予制度の施行を見据えると、重点施設を計画的に増設すべきである。	・薬物処遇重点実施更生保護施設は、平成25年度に5施設を指定して以降、26年度5施設、27年度5施設、28年度10施設を増設し、平成30年度において25施設が存在している。 ・同施設が実施することとされている「回復プログラム」については、一定の標準モデルを示しつつ、各施設の特色等を活かして差し支えない構造となっている。 ・回復プログラムと就労の優先順位については、入所者ごとのニーズを踏まえることを前提に、ある程度各施設の裁量に委ねられているところ、現行、各重点施設において回復プログラムの実施時間に工夫を加えるなどして、就労との両立が可能な方法で重点処遇が行われているものと認識している。 ・平成24年度から開始された「薬物依存回復訓練」又は平成29年度から開始された「薬物依存回復プログラム」の委託により、地域に居住する保護観察対象者等に対しても、更生保護施設が回復プログラムを実施することが可能となっている。
12	少年処遇						少年処遇特有の問題を踏まえた施策を検討すべき。	・平成24年度開始した自立困難者者加算、平成30年度から開始した特定類型者加算の支弁の対象として少年対象者を位置づけており、国として、少年に対し手厚い支援を可能とする予算を措置しているところである。

これまでの更生保護施設に関する検討会における提言及び同提言に対するこれまでの対応状況等について

内容		更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画 21世紀の新しい更生保護施設を目指すトータル・プラン (平成12年1月27日付け更生保護法人全国更生保護法人連盟・法務省保護局)	提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」 (平成12年11月28日付け矯正保護審議会)	更生保護制度改革の提言 安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して (平成18年6月27日付け更生保護のあり方を考える有識者会議)	更生保護施設検討会 (平成21年8月24日付け更生保護施設検討会委員報告書)	更生保護施設問題検討協議会 (平成25年2月1日更生保護施設問題検討協議会結果取りまとめ)	更生保護施設の今後の在り方検討会 (平成26年12月18日付け更生保護施設の今後の在り方検討会報告書)	提言に対するこれまでの対応状況 (引き続きの検討課題等)
13	通所 処遇			さらに、例えば、更生保護施設に対し、生活技能訓練や酒害・薬害教育等の効果的な特別の補導援助処遇を委託したり、宿泊保護対象者だけでなく通所する保護観察対象者についても委託できるように、これに対する予算措置を行うべきである。	被保護者の再犯防止を確実なものとするためには、更生保護施設在所中の処遇を充実させることはもちろん、退所後のフォローアップを充実させることが必要である。更生保護施設において、退所者からの相談に応じるための体制を整備することが望ましい。その際、地域の保護司会、更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係団体や行政機関等による協力体制の構築も検討されるべきである。		緊急的な短期入所にとどまらず、通所形式による委託保護(各種相談、集団処遇への参加等)を制度化することも考えられる。 施設に相談窓口を設置し、施設に通って回復プログラムの受講を継続できるようにするべきである。	・平成29年度から、国が更生保護施設に対し、更生保護施設を退所するなどして地域で生活する保護観察対象者等に生活相談支援や薬物依存回復支援を委託して実施する取組を開始した。
14	生活 環境 調整					生活環境調整について、最大3か所の更生保護施設等において並行して調整される仕組みとなったため、精査すべき身上調査書の数が増え、更生保護施設の事務的な負担が増大した。また、本来は保護観察官が作成すべきと思われる支援計画書の作成に、多大な時間と労力を割かざるを得ない状況である。		・平成27年1月に、生活環境調整事件の効率的かつ効果的な運用を目的として、最大3か所の保護観察所に並行して調整を行う者は収容期間満了までの期間が概ね1年以下の者に限る運用に改めた。 ・支援計画書については、作成により更生保護委託費が支弁されることから、更生保護施設の有効な収入源となっているとの声もある状況である。
15	処遇 職員の 充実	全施設又は特定施設(少年施設等)の補導職員の増員、夜間2人宿直性を実現するための非常勤職員の増員、カウンセラー等の外部専門官を処遇協力者として導入するための予算措置を検討する。 新規職員又は週休代替職員等の非常勤職員の採用が円滑に行えるよう、地域の更生保護又は社会福祉関係機関等との協力関係を確保する。	更生保護施設職員には、入所者の心身の状態の変化等をいち早くとらえて適切な対応を採ることや新たな処遇上の試みを取り入れることが求められ、このためにも入所者とのコミュニケーションを十分に確保できる人的体制の整備が必要である。 更生保護施設の職員体制の整備は緊急な課題であり、職員の勤務実態の的確な把握を行った上、補導に当たる職員の増配置、集団処遇補助者等の外部の処遇協力者を導入するための経費等に係る予算措置を講ずる必要がある。	民間の更生保護施設は、単なる宿泊施設ではなく、入所者の自立更生を指導・援助し、その再犯を防止する処遇施設としての機能を更に高めていくべきであり、そのために、処遇施設にふさわしい能力と専門性を備えた将来性豊かな人材を職員として獲得し、育成することが必要である。	更生保護施設の処遇機能を強化するとともに、社会の情勢に即した更生保護事業を展開し得る活力ある施設運営が確保されるためには、幅広い層から、更生保護事業に対する熱意と犯罪者処遇に有用な専門的素地を有する人材を、年齢構成の点でもバランスよく確保する必要がある。更生保護施設職員に対する研修体系は一応整っているように見受けられるが、更生保護施設が、社会内における犯罪者処遇の専門施設としての評価を高めるためには、宿泊保護施設としての基本処遇及び犯罪性除去のための専門的分野の処遇に関しての研修を更に充実していく必要がある。		年齢やキャリアに即した給与体系を整備することや、若年者の雇用を促進することで計画的な職員の育成を行うことが求められ、また、福祉職員と福祉職員以外の職員との給与ギャップの解消が急務。 組織的な体制強化のためには、施設長をはじめとする補導職員の業務実態を踏まえつつ、それら職員に対する評価の向上や待遇の改善を図ることも必要。	・平成12年度当時「3人」であった基準職員配置数について、平成14年度に「4人」に、同29年度から同30年度にかけて「5人」に増加させ、更生保護施設の受入れ及び処遇機能の強化を図ったところである。 ・夜間の宿直を2人体制とする予算は平成12年に、外部専門家を処遇協力者として導入するための経費は平成13年に予算化された。 ・補導員としての適性を持つ職員の確保は、更生保護施設の処遇機能に関わる重要な案件であるところ、各施設において諸々の取組を重ね、適切な職員の確保に努めていただいているものと認識しているが、 <b>比較的小規模施設が多数を占めるため、若年者の雇用等については引き続きの検討課題である。</b> ・現在、更生保護施設職員に対しては、官による全国規模、地方ブロック規模での研修のほか、全国更生保護法人連盟等の民間団体による研修、更生保護事業振興財団が助成を行って実施される研修等も多数企画運営されていると承知しているが、更なる充実について、引き続き検討していく。 ・給与体系及び職員の人事評価等については、各法人において工夫を重ね、適切な方法で対応いただいているものと認識しているが、 <b>法人としての労務管理の在り方等は引き続きの検討課題である。</b>
16	その他					更生保護施設による専門的処遇の開発や調査研究に対して、人的及び金銭的なバックアップが不十分である。一般的な生活指導のみを実施する更生保護施設と、特別な指導を実施する更生保護施設の両方に対して国が目を向けることをしなければ、両方が共に意欲を失ってしまうおそれがある。		・平成29年度から、更生保護法人更生保護事業振興財団において、更生保護施設の被保護者の改善更生に特に効果があると認められる処遇を開発・導入・普及することを目的とした事業に対する助成を実施している。

これまでの更生保護施設に関する検討会における提言及び同提言に対するこれまでの対応状況等について

内容	更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画 21世紀の新しい更生保護施設を目指すトータル・プラン (平成12年1月27日付け更生保護法人全国更生保護法人連盟・法務省保護局)	提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」 (平成12年11月28日付け矯正保護審議会)	更生保護制度改革の提言 安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して (平成18年6月27日付け更生保護のあり方を考える有識者会議)	更生保護施設検討会 (平成21年8月24日付け更生保護施設検討会委員報告書)	更生保護施設問題検討協議会 (平成25年2月1日更生保護施設問題検討協議会結果取りまとめ)	更生保護施設の今後の在り方検討会 (平成26年12月18日付け更生保護施設の今後の在り方検討会報告書)	提言に対するこれまでの対応状況 (引き続きの検討課題等)
17	更生保護委託費 更生保護委託費の計画的増額を図る。さらに、施設職員の給与積算に福祉俸給表を適用することなどによる増額措置を講ずる。更生保護施設の社会的認知度を高めるとともに、予算措置等の充実等により、給与等待遇面の向上を図り、新規職員を採用しやすい職場環境を整える。施設整備費補助金その他の公的助成により、事業休止中の事務経費に対する新たな予算措置を検討する。		国は、更生保護施設が優秀な人材を確保し育成できるよう、その経営基盤確立に必要な予算措置をすべきである。また、地方公共団体に対しても民間更生保護施設経営支援のための予算措置を講ずるよう必要な働きかけを行うべきである。	更生保護施設の経営基盤を安定させて更生保護施設の新・増設や新規参入を図るとともに、職員に優秀な人材を確保して更生保護施設の処遇機能の一層の強化を図るためには、現状のように収容実績に応じて委託費が変動するのではなく、基本的には、一定の収容率がある施設に対しては、人件費等の固定費を定額で安定的に支給するなど、委託費制度の抜本的な見直しを検討することが必要である。 収容定員との関係においても、定員20人以下の施設の委託費単価が相対的に高い現状について、定員拡大の妨げとならないような委託費構造とすることの検討も重要なポイントである。被保護者の処遇困難性の程度や処遇の内容にかかわらず、ほぼ一律の単価となっている現行の委託費について、処遇対象、処遇内容等に応じたものとなるよう支給基準を見直すことにより、処遇困難者の受入れ促進と処遇の充実強化のインセンティブとなるようなものとする必要があると考える。 更生保護施設の収容促進に向けては、物理的な収容能力の拡大、処遇機能の向上と併せて、被保護者の地域への計画的な送り出しが可能であること、すなわち、そのために必要となる更生保護についての理解を地域社会から得ていること、就労支援が機能していること、年齢や健康上の理由などで就労自立が困難な者については、これを支援する福祉機関や医療・保健機関等との連携が築かれていることが重要である。	委託事務費単価の減額が小規模施設に与える影響が大きすぎるため、小規模施設においては、職員数の削減、定期昇給やボーナスの停止等の措置を検討しなくてはならない事態になっている。他の更生保護施設と併しなれば、経営が成り立たないのではないかと考えている。 自立困難者は退所までに長い期間を要するが、加算が認められるのは60日間だけであり、実情に合っていない。自立困難者が施設に滞留してしまい、新規受入れを増やせなくなるおそれがある。また、地域事情により自立困難者を受け入れることができない更生保護施設の事情を無視したものである。	職員体制の抜本的な見直しを検討することや、通達上の職員配置基準と予算上の定員基準との乖離について可能な限り速やかに整合させる必要がある。 自立困難者加算について、現行の加算対象となっていない罪名及び非行名についても幅広く検討することが必要。 現行の自立困難者加算の拡充や、当該加算以外の新たな加算措置を検討していくことが必要。 行き場のない刑務所出所者等の住居確保に必要となる新たな加算措置について検討すべき。 そもそも更生保護施設における夜間の勤務実態が「宿直」に該当するのか、あるいは「夜間勤務」に該当するのかがという点を明確にした上で、委託費の在り方を検討する必要がある。	<p>・平成30年度における更生保護委託費予算額は平成12年度予算の1.9倍となっている。</p> <p>・福祉職俸給表については、平成13年度から適用されている。</p> <p>・地方自治体による更生保護施設への財政的支援については、従来から、それぞれの自治体の実情に応じて行われてきたところ、支援の拡充が求められる地域にあっては、再犯防止推進法により地方自治体の責務が定められたこと等も踏まえ、各保護観察所や施設から自治体に対し、働きかけるなどしているものと認識している。</p> <p>・更生保護委託費の定額支弁については、福祉職員(平成21年度～)及び薬物専門職員(平成25年度～)の人件費が定額で支弁されているという意味で、一部実現されているところであるが、平成30年度において、当該経費は6億円余りであり更生保護委託費予算の12%程度である。更生保護施設の運営費相当部分を含め、<b>更生保護委託費の定額支弁部分を更に拡充することについては、その対価として更生保護施設に課せられる役割との均衡に配慮しながら、引き続き検討していく課題である。</b></p> <p>・平成24年度に実施した更生保護委託費の組換えにより、更生保護委託費は定員規模によらず全施設一律の単価構造となったところ、その功罪は様々である。今後とも、<b>更生保護事業の発展にとって最適な更生保護委託費の構造について検討を要する。</b></p> <p>・平成29年度から30年度にかけて、更生保護施設の基準職員配置数を1名増とする予算措置がなされた。<b>通達上の職員配置基準との乖離を縮小することについては、更生保護委託費増額の経緯等も踏まえつつ、引き続き検討する必要がある。</b></p> <p>・平成24年度から、性犯罪者や長期計対象者、少年対象者等の自立が困難な者を受け入れた場合に委託費に加算を行う「自立困難者加算」が導入されたほか、同年度から、依存性薬物等に対する依存からの回復に向けた処遇を実施した場合に「薬物依存回復訓練費」を支弁している。自立困難者加算(平成30年度までに特定類型者加算に移行)の対象拡大を含めた新たな更生保護委託費の加算措置については、その実現に向け、<b>加算対象について引き続き検討を重ねていく。</b></p> <p>・<b>現行「宿直」とされている更生保護施設における夜間の勤務実態及びこれに対する更生保護委託費による手当ての在り方については、夜間にトラブルが多く発生しがちであるという実情、自立更生促進センターその他の類似施設における取扱い、「夜勤」であるとした場合の労働条件・勤務体制等への影響等を十分考慮しつつ、引き続き検討を重ねていく。</b></p>
18	施設整備 中長期的な計画に従い、第二次更生保護施設整備5か年計画を着実に推進し、設備面の改善(集会室の設置、快適な居住環境の確保等)を図る。	施設整備に当たっては、更生保護施設にふさわしい居住環境の確保とともに、集団処遇や地域住民との交流を可能とする集会室の設置、高齢入所者の増加に対応したバリアフリー化を進めるほか、居住の個室化を含め更生保護施設にとってよりふさわしい設備の在り方について、多角的な観点から検討することが望まれる。					<p>・平成6年から、毎年2施設に対し国の補助金を交付して全面改築を実施してきたところ、平成29年度に同31年度からの5年間の全面改築に係る計画である「第6次5か年計画」が策定されてところ。</p> <p>・更生保護施設の施設整備に要する補助金は、集会室の設置及び地域住民への開放、個室の整備により交付額が上乗せされるほか、バリアフリー化工事については補助対象となる経費の基準が緩和されているなど、促進のための措置が取られている。</p> <p>・さらに、平成28年度から、補助対象となる工事を、従来の総経費500万円以上の工事から総経費50万円以上の経費へと拡大したことで、更生保護施設整備の一層の促進が図られたところである。</p>

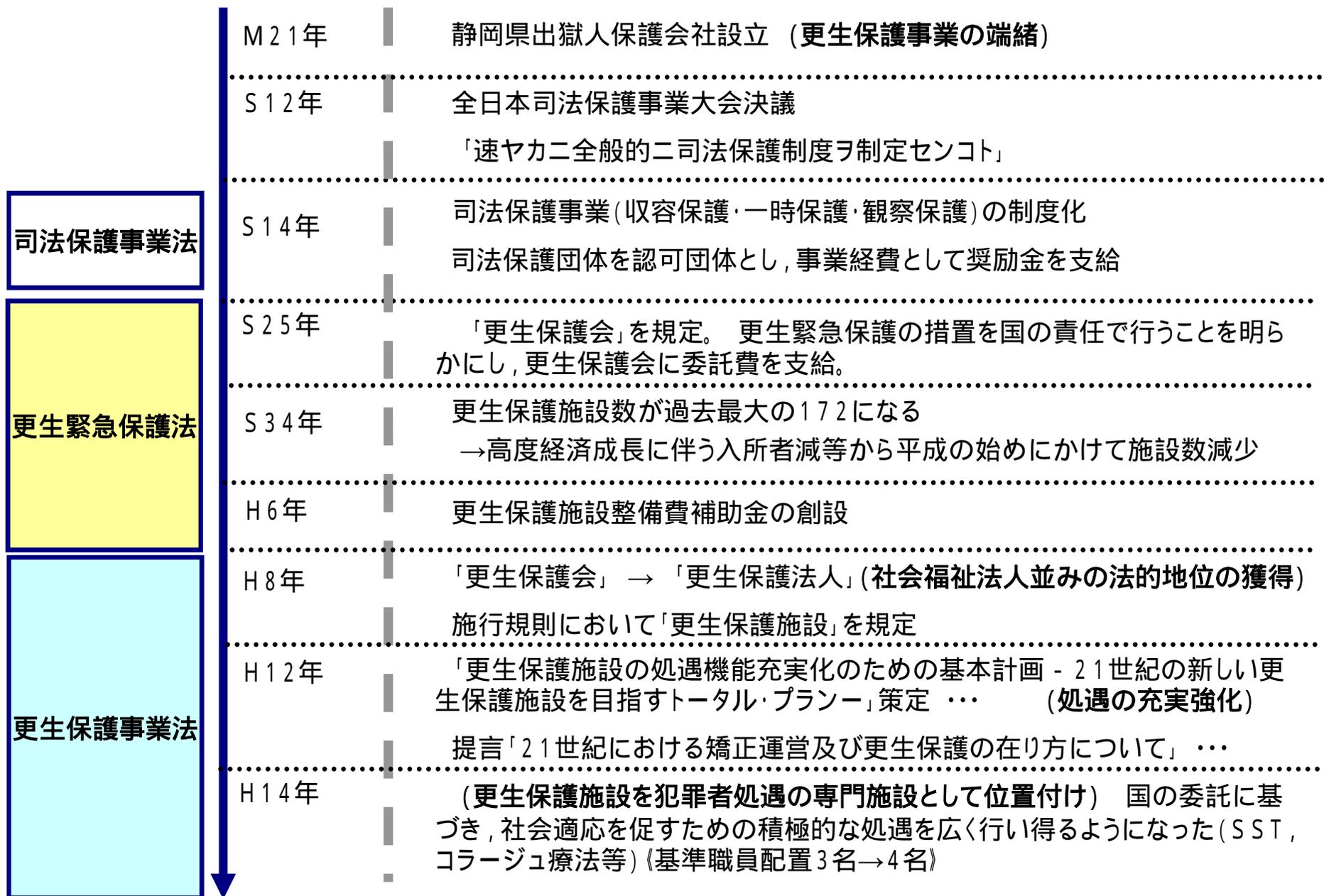
これまでの更生保護施設に関する検討会における提言及び同提言に対するこれまでの対応状況等について

内容	更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画 21世紀の新しい更生保護施設を目指すトータル・プラン (平成12年1月27日付け更生保護法人全国更生保護法人連盟・法務省保護局)	提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」 (平成12年11月28日付け矯正保護審議会)	更生保護制度改革の提言 安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して (平成18年6月27日付け更生保護のあり方を考える有識者会議)	更生保護施設検討会 (平成21年8月24日付け更生保護施設検討会委員報告書)	更生保護施設問題検討協議会 (平成25年2月1日更生保護施設問題検討協議会結果取りまとめ)	更生保護施設の今後の在り方検討会 (平成26年12月18日付け更生保護施設の今後の在り方検討会報告書)	提言に対するこれまでの対応状況 (引き続きの検討課題等)
19 地域との関係	更生保護関係ボランティア、地域住民等が自由に出入りすることができ、地域のボランティアが参加する施設、施設を中心として関連情報を共有できるような開かれた施設運営を目指すものとする。また、地域住民のために非行相談業務を実施するなど、積極的な地域貢献の方策を検討する。	更生保護施設の活動に対する地域社会の支持を得るためには、地域の人々が処遇に協力できる機会を設けたり、あるいは更生保護施設が蓄積してきた犯罪・非行に関するノウハウを地域に還元していくことが重要である。こうした観点から、既に幾つかの更生保護施設においては、地域のボランティアを集団処遇の補助者として受け入れたり、ボランティアの協力を得て地域の非行相談業務を実施するなどしているが、今後、国はこうした活動を一層推進し、更生保護施設と地域社会との交流の促進を図るべきである。		更生保護においては、更生保護施設のほか、保護司、更生保護女性会、BBS会等がそれぞれの立場や役割に応じて犯罪や非行をした者の更生保護に尽力しているが、まずは、これらの個人・団体が有機的連携を図るとともに、地域の福祉ワーカーや医療関係者、各種のNPO等の参画も得つつ、地域社会のネットワークを拡大していくことが必要である。 インターネットを使用するなどして、広く更生保護施設の活動とその意義の広報に努める必要も高まってこよう。 地方公共団体の理解と協力が不可欠であるので、国は、地域の特性に応じ、そのニーズに応え地域に貢献し得る施設の在り方について検討を行い、地方公共団体や地域社会の理解と協力を得るよう努めるべきである。 地域貢献や環境保全等のNPO法人等と連携し、活動の多様化を図っていくことなども検討していくべきであろう。 被保護者に対する薬物離脱指導や家庭内暴力を起こした少年の改善処遇などを通して得た知識と経験を、地域の一般市民も利用可能なサービスとして提供していくことも、更生保護施設が地域に貢献する方策と考えられる。 更生保護施設の収容促進に向けては、物理的な収容能力の拡大、処遇機能の向上と併せて、被保護者の地域への計画的な送り出しが可能であること、すなわち、そのために必要となる更生保護についての理解を地域社会から得ていること、就労支援が機能していること、年齢や健康上の理由などで就労自立が困難な者については、これを支援する福祉機関や医療・保健機関等との連携が築かれていることが重要である。		多機関が連携できる体制を作ることにより、処遇場面や退所先の調整等において生じた問題点に対する関係機関の理解と協力が得やすくなることを認識すべき。	<p>・従来から各施設において、施設の一部開放等による地域住民との関係維持や、機関紙等の発刊による広報活動等を継続してきたところ、現在では、全面改築等をきっかけにHPを設けるなどして広報活動を実施している施設も少なくない。</p> <p>・また、各施設において従来から公共道路の清掃等により地域貢献活動を実施していたところ、保護観察所が実施する社会貢献活動に更生保護施設が協力する例も見られている。</p> <p>・また、<b>更生保護事業により得られた知見を地域の一般市民に還元していくことについては、今後の検討課題である。</b></p> <p>・従来から各施設において地域の関係機関との連携の中で職員確保や被保護者の処遇を実施してきたが、近年、高齢者・障害者や薬物依存症者といった他機関との連携が不可欠な者の受入れの増加に伴い、福祉職員や薬物専門職員が中心となって関係機関と連携して処遇を実施しているところである。</p> <p>・日本更生保護協会による「社会内処遇多機関連携モデル活動推進事業」の実施や「更生保護センター」の推進等、更生保護施設が多機関連携を行うための支援も充実しつつある。</p>
20 新規参入促進等			地方公共団体が、更生保護を地域社会の課題とし、自ら更生保護施設を設置経営することも含め、更生保護事業に対し積極的な関与、協力をを行うよう、地方公共団体にに対し必要な働きかけを行うべきである。	更生保護法人以外の団体による参入については、更生保護施設全体の収容能力を拡大する意味でも、他分野の専門性をいかした処遇を導入する意味でも、その促進に取り組むべきである。参入しやすい環境づくり、例えば、継続保護事業の認可に当たって、様々な事業内容や事業形態を許容することや、委託費の在り方について、専門的処遇に見合った額とすることなどを検討し、福祉、医療、教育、雇用等の分野の専門性をいかした参入促進を図ることが肝要である。また、参入当初の事業の担い手確保の支援や運営に関する協力体制の充実等、事業参入時の負担の軽減についての配慮も必要となってこよう。		自立準備ホームについて事業法上の位置付けを整理するとともに、予算や人材の確保等の態勢整備を行うべき。	<p>・平成21年度に社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人が更生保護事業に参画いただいたところ。</p> <p>・その後の平成23年度に「緊急の住居確保・自立支援対策」が開始され、各法人がより簡易な手続により刑務所出所者等の保護に参画できる仕組みが整い、平成30年4月1日現在において、福祉、医療、教育、雇用等の各種専門性を持つ395の法人・団体が、自立準備ホーム登録事業者として登録され、刑務所出所者等の多様な受皿として機能している。</p> <p>・平成29年度から30年度にかけて<b>自立準備ホームを事業法上に位置付けることの是非について検討を行ったが、自立準備ホーム登録事業者の多くが事業化を望んでいない状況であったため、引き続きの検討課題となった。</b></p>
21 中長期的展望				中長期的には、収容定員が多数の大規模施設を設置し、同種の問題を有する被保護者を集め専門スタッフによる効率的な処遇を行うこと、規模をいかして多様な処遇プログラムや処遇設備を活用すること、生活・職業訓練や就労促進支援機能を充実すること、社会福祉施設、医療施設などを併設することにより複合的な問題解決を図ること等を構想していくことも必要と思われる。			<p>・平成25年度から、薬物処遇重点実施更生保護施設(全国25施設)に専門スタッフを配置して薬物事犯者に対する重点的な処遇を実施している。</p> <p>・<b>更生保護施設退所後を含めた「息の長い」支援を実現するために、社会福祉事業への参画を行った更生保護法人も存在するが、左に掲げられた構想については引き続きの検討課題である。</b></p>

これまでの更生保護施設に関する検討会における提言及び同提言に対するこれまでの対応状況等について

内容		更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画 21世紀の新しい更生保護施設を目指すトータル・プラン (平成12年1月27日付け更生保護法人全国更生保護法人連盟・法務省保護局)	提言「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」 (平成12年11月28日付け矯正保護審議会)	更生保護制度改革の提言「安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して」 (平成18年6月27日付け更生保護のあり方を考える有識者会議)	更生保護施設検討会 (平成21年8月24日付け更生保護施設検討会委員報告書)	更生保護施設問題検討協議会 (平成25年2月1日更生保護施設問題検討協議会結果取りまとめ)	更生保護施設の今後の在り方検討会 (平成26年12月18日付け更生保護施設の今後の在り方検討会報告書)	提言に対するこれまでの対応状況 (引き続きの検討課題等)
22	業務効率化 その他	パソコン等を活用した事務処理の効率化、情報交換の円滑化等を検討する。			被保護者の処遇の実施状況の管理とそれに伴って必要な会計事務が効率的に処理できる業務支援システムが導入されることが望ましい。各更生保護施設の特徴となる処遇分野を明確にした上で、これに見合った委託の振り分けの機能を地方更生保護委員会及び保護観察所が、被保護者の入退所状況を始め更生保護施設における収容保護の実施状況を一元的に管理するとともに、その情報を踏まえて生活環境の調整を一層積極的に行い、更生保護施設における保護の効率化を図ることが必要である。			・ <b>全国更生保護法人連盟において、会計業務支援ソフトが開発・頒布されているところであるが、処遇の実施状況との紐付けは未だなされていない状況であり、引き続きの検討課題である。</b> ・刑の一部の執行猶予に関する法律の施行等に伴い、薬物事犯者については地方更生保護委員会が積極的に社会復帰調査を行い、当該調査により得られた情報を基に、帰住地の設定を含め、問題性に応じた生活環境調整に繋げる取組を実施しているところ。
23	表彰		重要かつ困難な職務に精励する施設役職員の労苦に報いるため、栄典、表彰その他その貢献が社会的に評価される方策を検討することが肝要である。					・更生保護施設(法人)の役職員については、褒章や法務大臣感謝状を始めとした各種栄典・表彰制度が設けられているところであるが、その表彰等については引き続き意を払っていく。

# 更生保護施設を巡る施策等の流れ



# 更生保護施設を巡る施策等の流れ

更生保護事業法

- H18年 「更生保護制度改革の提言ー安全・安心の国づくり,地域づくりを目指してー」 …  
刑務所出所者等総合的就労支援対策の開始
- H20年 更生保護法施行 (保護観察を指導監督と補導援護により実施)
- H21年 高齢又は障害により特に自立が困難な者への対策 (特別調整,特別処遇,連絡協議会)  
更生保護法人以外の法人による新規参入(社会福祉法人1,NPO法人1,一般社団法人1)  
「更生保護施設検討会報告」 …
- H23年 緊急的住居確保・自立支援対策 (自立準備ホームの参入)
- H24年 再犯防止に向けた総合対策(犯罪対策閣僚会議)  
委託費構造の組換え,自立困難者加算の創設  
(施設の収容定員増促進,自立困難な者の受入れ促進)
- H25年 「更生保護施設問題検討協議会結果とりまとめ」 …  
刑の一部の執行猶予制度関連法成立  
薬物処遇重点実施更生保護施設における重点処遇の導入
- H26年 「更生保護施設の今後の在り方検討会報告」 …
- H28年 刑の一部の執行猶予制度関連法施行  
再犯防止推進法公布・施行 (更生保護施設に対する国の援助を改めて規定)
- H29年 更生保護施設の人的体制の強化(基準職員配置4名→5名) (受入れ及び処遇機能の強化)  
フォローアップ事業(一時保護事業)の委託の開始

これからの更生保護事業  
に関する有識者検討会  
第4回資料

# 本検討会における 今後の検討課題について の整理

## 本検討会における今後の検討課題についての整理

### 1. 更生保護事業の対象の拡大

刑務所入所者が減少する中、本来更生保護事業が果たすべき役割に立ち返って、既存の枠組にとらわれない、新たな対象を拡大していく必要がある。

犯罪をした者や非行のある少年が再び犯罪等に至らず、社会内で健全に生活していくために必要となる支援や処遇について、当事者のニーズがある限り継続して提供できる枠組を検討する。

保護観察対象者や更生緊急保護対象者に限らない対象層に、犯罪や非行を防止するための支援や処遇を提供できる枠組を検討する。

更生保護施設における処遇の必要性を踏まえ、帰住先が確保されている者を一時的に更生保護施設に受け入れて、円滑な社会復帰に必要な支援や処遇を行うことで、施設内処遇と社会内処遇の境目を弾力的に繋ぐことができる枠組を検討する。

# 本検討会における今後の検討課題についての整理

## 2. 更生保護施設の処遇機能の充実強化

刑務所出所者等の再犯防止の充実強化に関する社会的要請が高まる中、更生保護施設の処遇機能に対する期待も高まっていることを踏まえ、更生保護施設における処遇を可能な範囲でメニュー化し、ニーズのある対象者に提供する枠組が必要である。

犯罪をした者や非行のある少年が社会生活を営む上で必要な力を涵養するための生活全般に関わる処遇や支援

例: 金銭管理指導(金銭自己管理支援)、健康管理、就労確保、施設退所後の生活相談など

個別対象者の属性に応じた処遇や支援

例: 高齢・障害、女性、少年、長期間服役した者、薬物事犯者、起訴猶予者などのそれぞれが抱える課題に応じた処遇や支援など

特定の犯罪傾向の改善のための特別な処遇や支援

例: 薬物依存や問題飲酒、窃盗、性犯罪等の特定の問題性に対応し、その問題性の改善に資する処遇や支援など

## 本検討会における今後の検討課題についての整理

### 3. 地域における更生保護事業の展開に必要な関係機関との連携強化

再犯の防止等の推進に関する法律の施行に伴い、地方レベルでも再犯防止の推進が進展する中、地域における更生保護事業の展開を一層促進するためには、更生保護関係団体を始めとする刑務所出所者等の社会内処遇に関連する様々な機関や団体の連携を強化する必要がある。

更生保護施設等が地域における更生保護の拠点としての機能を有することで、地域における更生保護事業の提供主体としての役割を担う。

同拠点が地域社会で生活する対象者や元対象者にとっての相談窓口となり、同対象者にとって必要な支援を適切に把握し、必要に応じて各種支援メニュー（医療・福祉・就労・住居確保等の制度）の提供や関係機関への繋ぎ等をワンストップで行うことができる枠組を検討する。

の拠点が更生保護関係諸機関・団体の連携の結節点として、医療、福祉、教育等の地域における社会資源と有機的に連携できる体制を構築すると共に、更生支援を担う人材の育成や誰一人取り残さない社会を築くための取組を積極的に行うことができる枠組を検討する。

## 本検討会における今後の検討課題についての整理

### 4. 更生保護法人の組織・運営体制の整備・再構築

更生保護事業(特に継続保護事業)が期待される役割を果たすためには、職員体制の整備や処遇及び支援を実施するために必要な予算確保はもちろんのこと、国の方針等を踏まえた更生保護法人としての主体的な判断や取組についての一層の促進が必要であるところ、法人の規模が小さく、組織維持に苦慮している現状があり、法人の組織体制の整備や再構築等について検討する必要がある。

組織体制の整備や再構築の検討に当たっては、更生保護法人や更生保護施設の現在の実情を踏まえ、国として刑務所出所者等の再犯防止・改善更生のために必要な更生保護事業を国民に提供するという観点と、更生保護事業が民間の発意によって生じ、長い歴史を経た取組が原点となっているという観点の双方を踏まえる必要がある。

更生保護法人の組織・運営体制の課題への対応

- ア 理事会・評議員会が意思決定機関としてより一層効果的に機能するための方策を検討する。
- イ 法人の枠を超えた更生保護施設職員の採用や異動、育成についての方策を検討する。

今後の更生保護事業の役割や対象の拡大を踏まえた国(法務省)からの委託費支弁の構造のあり方の検討

更生保護事業に対する国(法務省)からの国費支弁の枠組について、以下の点に関する検討を行う。

- ア これまでの宿泊保護に対する単一的な国費支弁から、複線化した処遇機能に応じた国費支弁について検討する。
- イ 通所処遇や地域における拠点機能など新たな機能を実現させるための国費支弁に関する枠組について検討する。

## 本検討会における今後の検討課題についての整理

### 4. 更生保護法人の組織・運営体制の整備・再構築

#### 更生保護法人の収入構造の多角化に関する検討

更生保護法人の収入構造について、現状では、国(法務省)からの委託費収入がその割合の多くを占めているところ、前記1から3までの取組を推進することで、他省庁や地方公共団体といった他の公的機関からの事業を請け負うことなどにより、収入の多角化を図る方策を検討する。

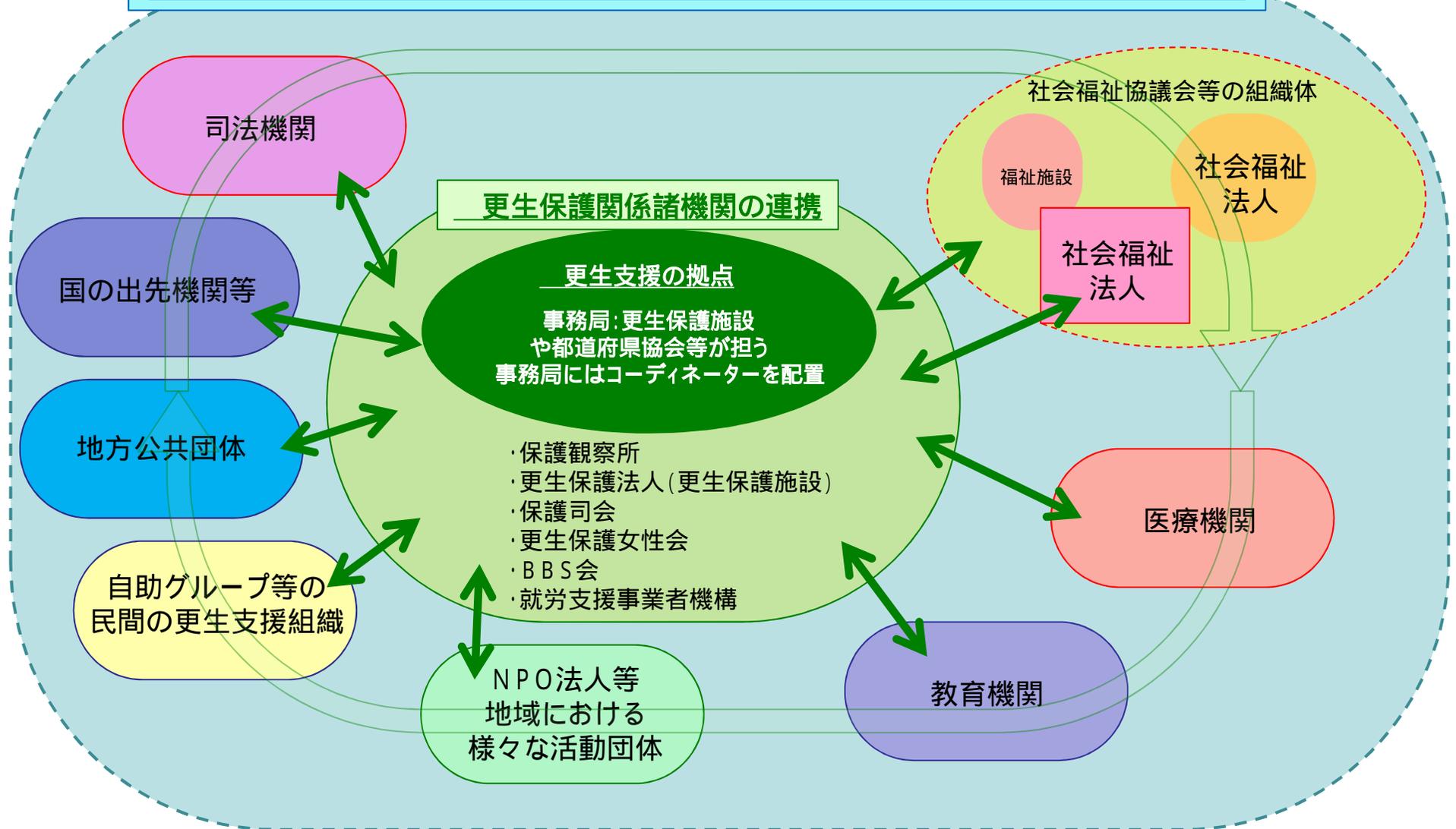
更生保護事業(特に継続保護事業)を再犯防止・改善更生に必要な国の施策(サービスの提供)として位置付けた場合の必要的に提供すべきサービス水準をどの程度に設定すべきかに関する検討

- ア 継続保護事業をあまねく地域で提供するため、人口や面積等の何らかの指標に基づいた設置基準の設定について検討する。
- イ 継続保護事業として提供すべき処遇や支援について、一定の水準を担保するためのガイドラインを整備することについて検討する。

地域における  
更生保護事業の展開に  
必要となる関係機関との  
連携強化について

# 地域における更生保護事業の展開のイメージ

## 地域における更生支援に関わる関係諸機関の連携



# 地域における更生保護事業の展開に向けた具体的方策の検討

以下の1から3までについて、地域における実情に応じて段階的に広げていく。

## 1 地域における更生支援の拠点となる機関の設置

- ・更生保護施設や更生保護協会などが中心となって事務局を担うことを検討。
- ・事務局には連携の調整や事務等を担うコーディネーターを配置する。
- ・拠点では、関係機関の連携窓口の役割と更生保護事業による支援を必要とする対象者からの相談窓口を担う。
- ・拠点設置に必要となるコストについては、国費等の公的な資金からの支出を中心に検討。

## 2 更生保護関係諸機関の連携に関する枠組を構築

- ・更生保護関係諸機関が相互に連携して更生支援に当たることのできる枠組を構築する。
- ・連携の在り方として、拠点に事務局を設置することを念頭に置きつつも、事務局は別に設置しつつ定期的に連絡協議会等を開催するなど、地域の実情に応じた形で行うこととする。

## 3 地域における更生支援に関わる諸機関の連携に関する枠組を構築

- ・地域において更生支援に関わる諸機関と有機的に連携することができる枠組を構築する。
- ・連携する機関については、地域の実情に応じて小さな枠組からスタートし、徐々に拡大していくことを想定。
- ・連携の在り方として、関係諸機関の役割をそれぞれ理解し、各機関が支援している個別対象者について、上記1の拠点を基点としつつ、対象者のニーズに応じた支援に繋ぐための双方向の連携・協力を行うことで、当該対象者の円滑な更生支援を行う。
- ・将来的には、上記1の拠点において、対象者のニーズの整理やアセスメント等を行うことも検討。